

募集要項

重度訪問介護従業者・ 障害者ガイドヘルパー研修費用助成

箕面市では、重度訪問介護従業者・障害者ガイドヘルパー（移動支援・同行援護）の養成を促進し、障害のあるかたへの外出支援等を充実させるため、研修費用を上限1万円まで助成します。

1. 対象研修

- ・重度訪問介護従業者養成研修課程
- ・全身性障害者移動支援従業者養成研修課程
- ・知的障害者移動支援従業者養成研修課程
- ・精神障害者移動支援従業者養成研修課程
- ・同行援護従業者養成研修課程

《参考》

箕面市の移動支援事業サービス提供者の資格要件は、「【参考】箕面市の移動支援事業サービス提供者の資格要件」参照

2. 助成対象者

下記の条件をすべて満たしているかた

- (1) 箕面市内に居住、通勤又は通学している
- (2) 令和7年（2025年）1月1日～令和7年（2025年）12月31日に、上記対象研修のいずれかの研修を修了
- (3) 重度訪問介護、同行援護又は移動支援の指定を受けている事業所の従業者であり、現在箕面市民を対象に重度訪問介護（障害支援区分6と認定された箕面市民に対する重度訪問介護に限る）、同行援護又は移動支援のサービス提供を行っている
- (4) 自費で研修を受講し、類似の助成を受けていない

※重度訪問介護従業者養成研修課程修了により申請する場合、障害支援区分6と認定された箕面市民に対する重度訪問介護のサービス提供を行っている場合に限り
ます。

※申請できるのは、上記対象研修のうち1つだけです。

ただし、これまでに助成を受けたことがある研修課程については申請できません。

3. 助 成 額 上限 1万円（千円未満は切り捨て）

4. 申 込 締 切 令和8年（2026年）1月30日（金）
（締め切り日前に予算額を超える申請があった場合は、その時点で締め切ります。）

5. 助 成 人 数 予算額の範囲内で先着順

6. 助成金の支払い

助成決定後、助成金を支払います。

助成決定通知を送付する際に、助成金の支払い日をお知らせします。

7. 申 請 方 法

下記のすべての書類を下記問い合わせ先まで提出してください。（Logo フォームでの申請も可能です）

（1）申請書

ライフプラザ総合相談窓口で配布するほか、市のホームページからもダウンロード可能

（2）研修修了証の写し

（3）受講料の領収書の原本

郵便振替受領証、コンビニ振込票は振込先に研修事業者の記載があるものに限りです。

（4）口座情報（助成金の振込先）のわかる書類

例：預金通帳（口座情報*が記載されているページ）の写し

※口座情報…銀行名・支店名・預金種別・口座番号・口座名義

（5）勤務証明書類の写し

別紙「勤務証明書」をご活用ください。

（6）箕面市外に居住しているかたは、箕面市に通勤又は通学していることが証明できる書類の写し（上記（5）で証明できる場合は、提出不要）

8. 問い合わせ先

箕面市健康福祉部障害福祉室
障害者ガイドヘルパー研修費用助成担当

〒562-0014 箕面市萱野5-8-1
TEL：072-727-9514
FAX：072-727-3539